BEPPUわくわく建設券 利用制限

- (1) BEPPU わくわく建設券が利用できる工事着手開始日前の工事代金の支払いに BEPPU わくわく建設券は利用できません。
- (2) 工事に附随しない什器備品類のみの購入代金の支払いに BEPPU わくわく建設 券は利用できません。

(例:照明器具、映像機器など)

- (3) **BEPPU** わくわく建設券の利用期間は、発行日から 6 カ月以内です。また、平成 26 年 4 月 1 日以降に発行した **BEPPU** わくわく建設券でも平成 26 年 9 月 12 日までしか利用できません。利用期間が過ぎるといかなる場合でも使用できません。※
- (4) 事業に供するための資産に係る工事代金の支払い BEPPU わくわく建設券を利用することはできません。

(例:事務所、アパート、マンション、貸しビル、貸店舗、教室など)

- (5) 店舗や事務所などと住宅の複合物件の場合は、店舗や事務所などの部分の工事 代金の支払いに BEPPU わくわく建設券を利用することはできません。
- (6) 別府市から補助金を受けて行う工事(バリアフリーなど)においては、全体の工事費見積金額から、別府市の補助金の交付予定額を差し引いた金額を建設券による支払いの対象といたしますので、この部分の見積書及び契約書などの作成をお願いします。
- (7) 庭木の管理、機械設備などの保守及び点検修理、溝掃除、測量・委託管理業務、 船舶、自動車などへの作業なども支払いと対象となりません。詳細については、 必ず事前に別府商工会議所へお問合せ下さい。
- ※ 但し、平成26年1月6日前に発行したBEPPUわくわく建設券は、前要項の通り とします。